

議案第4号

副企業長選任について

阪神水道企業団規約第13条第3項の規定により、次の者を阪神水道企業団副企業長に選任したいので、議会の同意を求める。

長 塩 大 司

令和5年8月10日 提出

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

提案理由

副企業長水口和彦が、令和5年8月31日をもって退任することにより、次期副企業長の選任を必要とするため、規約第13条第3項の規定により、本案を提出するものである。

参考

阪神水道企業団規約（ぬきがき）

（副企業長）

第13条 企業団に副企業長1人を置く。

- 2 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 副企業長は、議会の同意を得て企業長が選任する。
- 4 副企業長の任期は、4年とする。